

# III. WTO 加盟の現状

## 1. はじめに

1995年のWTO発足以降、ソ連崩壊後の市場経済化へ移行が進む過程でキルギス、バルト三国(ラトビア、エストニア、リトアニア)、グルジア、モルドバ、アルメニアの旧ソ連諸国がたて続けにWTO加盟を果たし、2001年11月のWTOドーハ閣僚会議において中国及び台湾のWTO加盟が承認され(中国、台湾の加盟議定書はそれぞれ同年12月、2002年1月に発効)、さらに、2006年11月に開催されたWTO一般理事会において、ベトナムの加盟が承認されるなど、WTO加盟の歴史は、共産主義が崩壊し、市場経済へ移行するという世界経済の大きな潮流をそのまま反映しているといえる(WTOに加盟している国・地域については、「WTO加盟の状況」中の図表を参照)。

WTOへの加盟交渉を通じて、申請国の(i)物品(モノ)やサービス貿易における国内市場アクセスの改善、(ii)法制度、政策等のWTOルール整合化による透明性・予見可能性の確保、(iii)貿易・投資環境の整備・推進、(iv)通商摩擦の解決に際しての共通ルールの確保等が図

られる。一般的に、WTO加盟による市場開放は、特に、市場経済移行国にとっては、WTO協定への整合性を図るために国有企業の改革の必要性が生じるとともに、外国資本進出による国内企業の事業活動の割合が低下する等(これらは、国家が一手に貿易を行っていた国々に生じる問題)、申請国にとって多くの困難を伴うため、WTO加盟交渉は決して容易ではない。しかし、WTO加盟をテコにした国内規制制度改革の促進、貿易・投資の拡大、それに伴う技術移転の促進につながることから、より多くの国々がWTOのメンバーとなることは、多角的貿易体制の維持・発展に繋がり望ましいと考えられる。

本章では、WTO加盟手続、現段階でのWTO加盟国・申請国の概観について述べた後、2007年にWTO加盟を果たしたベトナムの交渉経緯・結果、並びに、加盟申請国の中でも我が国との通商関係において重要な位置付けにあるロシアの交渉の現状について触れたい。

## 2. WTO 加盟手続について

### (1) 加盟交渉の手続

WTO 加盟交渉は、二つの交渉が並行して進められる。第一の交渉は、申請国と既加盟国との間で行われる多国間交渉で、申請国の国内法制度の WTO 協定整合性の審査及び申請国の加盟に際しての条件について話し合われる。はじめに、加盟を希望する国から WTO 事務局長に対して加盟申請が行われ、一般理事会での承認に基づき、加盟申請国の加盟作業部会 (WP ; Working Party) が設置される。その後、WP での多国間交渉を通じて、申請国の経済・財政・金融政策、投資体制、行政機構等の包括的事項に亘る審査の他、輸入許可手続、補助金措置、貿易投資関連措置 (TRIMs)、基準・認証制度、衛生植物検疫措置 (SPS)、知的財産権保護制度 (TRIPS)、政府調達等の様々な分野毎に WTO 協定との整合性が審査され、それらの審議の結果は「WP 報告書」に纏められる。また、申請国が WTO 協定を遵守するコミットメントを含む加盟に際する諸条件を纏めた「加盟議定書」が作成される。

そして、第二の交渉は、申請国と同申請国との交渉を希望する既加盟国の間で行われる二国間交渉である。申請国の市場アクセス改善のため、物品 (モノ) の分野における個別品目の譲許税化及び譲許税率の引き下げ、また、サービス貿易の分野における自由化を目指して、申請国、加盟国がそれぞれオファーとリクエストの提示を繰り返し、リクエストとオファーのレベルがそれぞれ一致するまで交渉が進められる。このような市場アクセス交渉のほか、自国の通商に大きな影響のある問題についても二国間の交渉でとりあげられることがある。二国間交渉の結果は、二国間で作成された関税譲許表及

びサービス約束表を確認する文書 (同文書に「関税譲許表」及び「サービス約束表」として添付) に署名が行われた後、WTO 事務局に通報される。なお、このように申請国が加盟国と個別に行う二国間交渉の結果、各分野、各産品で最も高い水準の自由化の約束が、最恵国待遇 (MFN) 原則に基づき、すべての WTO 加盟国に適用されることとなる。

すべての二国間交渉が終了した後、WP における加盟文書の採択、WTO 閣僚会議又は一般理事会における加盟承認、申請国内での加盟議定書の受諾 (批准) の手続きを経て、WTO の加盟国となることができる。(別掲「WTO 加盟交渉フローチャート」参照。)

WTO 加盟国は、1995 年に WTO 協定が発効する以前に旧 1947 年の GATT 締約国であった原加盟国 (WTO 設立協定第 11 条) と、WTO 発足後に上述の加盟交渉を経て加盟国となった国 (同第 12 条) で構成され、前者は更に、①旧 1947 年の GATT の原加盟国、② 1947 年の旧 GATT 発効後に加盟のための交渉を経て GATT の加盟国となった国、③加盟国である旧宗主国の宣言による提唱で旧 1947 年の GATT に加盟した国 (例 ; 香港) に分かれる。それぞれ異なる経過を経て WTO 加盟国となっており、同レベルの経済発展段階にある国でも容易に加盟を果たした国も存在するが、近年は交渉が長期に渡るケースが多い。

なお、2001 年に加盟した中国については、中国の WTO 加盟議定書の第 18 条において「経過的検討制度 (TRM ; Transitional Review Mechanism)」が定められている。これは、中国の WTO 加盟が実現したとはいえ、WTO 協定上の義務を履行するためには、多くの国内法整備・改正、その透明かつ統一的運用の徹底等、

多くの課題に対処する必要があることから、その履行状況をレビューするために特別に設けられた制度である。加盟後8年間にわたり毎年、中国から関連政策・措置についての情報を求めた上で実施され、加盟後10年以内に最終審査が行われることとされている。(詳細は「第I部第2章 中国」の「コラム：中国のWTO加盟」参照。)

## (2) WTO加盟国・申請国の状況

2003年9月のWTOカンクン閣僚会議における加盟承認を経て、2004年4月にはネパールが、同年10月にはカンボジアがそれぞれ正式にWTO加盟を果たした(カンボジアは国内の政局の混乱により国会承認手続きが滞っていたが、2004年8月の新内閣発足に伴い、同月、国会において加盟議定書が批准された。)。2005年11月11日のWTO一般理事会において、サウジアラビアが加盟を承認され、12月11日に正式にWTO加盟国となった。これら3カ国は12月のWTO香港閣僚会議に正式加盟国として出席した。また、トンガは香港閣僚会議において加盟が承認され、現在、正式加盟に向けて国内批准手続き中である。ネパール及びカンボジアの平均譲許税率は、ネパール26%、カンボジア22%と、サウジアラビア10%、トンガ17%よりも比較的高い税率となっている。また、ネパール及びカンボジアよりも先に加盟を果たした、例えば、2000年に加盟を果たしたオマーンの14%、2001年に加盟を果たしたりトニアの9%、中国の10%との比較でも高い平均譲許税率となっている。これはネパール及びトンガがともに後発開発途上国(LDC)に位置づけられるため、LDC加盟ガイドライン(注1)に基づいて、経済発展段階に応じた交渉が行われたことによるものである。

2006年11月に開催されたWTO一般理事会において、ベトナムの加盟が承認され、同国内で

のWTO加盟議定書の批准を経て、2007年1月11日に同国は150番目のメンバー国となった。

現在、29カ国がWTOに加盟申請中であり、その内訳はアジア地域(中東を含む)7カ国、欧州地域11カ国、米州地域1カ国、アフリカ地域7カ国、大洋州地域3カ国となっている。ほとんどの国についてはWPが設置されているが、シリア(2001年10月加盟申請)は、政治的要因もあり、いまだWP設置につき全加盟国のコンセンサスが得られていない。なお、バヌアツについては、2001年10月のWP最終会合において加盟文書が採択されたが、国内反対勢力の圧力により加盟プロセスを凍結した。その後、バヌアツは、2004年5月に凍結されていた加盟プロセスを再開したい旨、またサービス約束表の実施が困難であり、一部のオファーを後退させたうえで修正したい旨表明している。

我が国は、加盟申請国の市場アクセスの改善が図られる、加盟の進展によりWTOがより普遍的な国際機関となりWTO協定ルールが一層安定したものになる等の観点から、各国の加盟を支援し、積極的に加盟交渉に臨んでいる。具体的には、「WTO加盟の状況」に記載してあるが、現在、二国間交渉のオファーがあった18のWTO加盟申請国と交渉を継続している。なお、2005年7月にウクライナ、同年11月にカザフスタン、同年12月にロシアと合意文書に正式に署名が行われた。

(注1) 後発開発途上国(LDC)加盟ガイドライン

2002年12月のWTO一般理事会において、LDC小委員会から報告を受けた「LDC加盟ガイドライン」が採択された。同ガイドラインは、LDC諸国の円滑な加盟推進を目的に作成されており、既加盟国は、LDC諸国のWTO加盟交渉においては、他のLDC諸国でWTOに加盟している国の市場アクセス状況、WTO協定上の約束内容等を考慮し、要求を抑制(restrain)すべきとされている。



### 3. 主要国の加盟交渉について

#### (1) ベトナム

##### ① 加盟交渉の経緯

ベトナムは、1995年1月、WTO発足時に加盟申請を行い、同月、加盟WPが設立された。1998年7月に第1回WPが開催されて以来、2006年10月の最終WPまで、延べ14回公式WPが開催され、同国の経済・貿易制度等に関し、個別分野毎に事実審査及びWTO協定との整合に向けての多国間交渉が行われた。二国間交渉については、我が国を含む29の既加盟国と交渉を実施した。特に、2006年に持ち越した、米国、豪州、メキシコ、NZを含む6ヵ国との二国間交渉は、同国が11月にAPECのホスト国を務めることもあり、2006年に入り、交渉が一段と加速し、合意に至った。10月26日に開催されたWP最終会合において、関税譲許表及びサービス約束表を含めた加盟文書の採択が行われた。それを受け、11月7日に行われた一般理事会においてベトナムの加盟が承認され、同国内での批准を経て、2007年1月11日、同国は150番目のWTO加盟国となった。

##### ② 主な二国間市場アクセス交渉

###### (a) 日越（ベトナム）交渉

我が国との二国間交渉は、2005年6月初めにAPEC貿易大臣会合の際に行われた小此木経済産業副大臣（当時）とトゥ商業省副大臣の会談において、経済省所管の鉱工業品の譲許税率につき実質合意を確認した。その後、残されていた関税及びサービス分野の交渉が事務レベルで実質的に終了し、同月の町村外相（当時）のカイ首相表敬、ニエン外相との会談において、日越二国間の実質合意を確認した。事務レベルでの技術的調整を経て、12月の東アジアサミッ

トの際に実施された日越首脳会談において、両首脳立ち会いの下、事務レベルで正式署名が行われた。

###### (b) 米越交渉

米国との二国間交渉は、2004年10月から公式に二国間交渉を実施。2005年6月にはカイ首相が初めての訪米を果たし、ブッシュ大統領と二国間交渉の推進に向け話し合うも、2005年中の合意には至らなかった。2006年に入り、交渉が加速化された結果、5月13日にワシントンにおいて事務レベルで実質合意し、APEC貿易大臣会合の直前の5月31日にホーチミンで、バティア USTR 次席代表とトゥ商業省副大臣のあいだで正式に合意文書に署名が行われた。USTRのHP等によると、米国の対越輸出鉱工業品の94%以上は15%以下の譲許税率で合意すると共に、金融サービスについては、銀行に加え、保険の外資支店設置も認められるなど、市場アクセスの改善が得られた。

###### (c) EU越交渉

2004年8月から実質的交渉を開始。欧州委員交替期であったことから、10月のASEM首脳会合までに交渉を纏めることを目標に、2004年8月から、これまで行われてきたプロセスを踏まえた実質的交渉を開始。

2004年10月9日、ASEMの際にラミー委員（当時）とトゥエン商業大臣のあいだで二国間合意がなされた。ECは、平均税率を鉱工業品16%、水産品22%、農産品24%で纏めるとともに、海運サービスについて、100%外資ライセンスを獲得した。

###### (d) 中越交渉

2005年7月18日、ルオン越国家主席（当時）の訪中に合わせ、両国の貿易・投資担当大臣間

で合意がなされた。市場アクセス交渉は、中国・ASEAN 間の FTA 交渉と密接に関係しており、関税率の設定等については、中国・ASEAN 間の FTA 交渉の場で決められることとなった。(2004 年 11 月に行われた中国・ASEAN 首脳会合にて「物品貿易協定」が署名され、2005 年 7 月より関税削減が実施されている。)

### ③ ベトナムの加盟に伴う主要約束内容

(a) WTO 協定 (関税評価協定、原産地規則、船積み前検査に関する協定、AD 協定、セーフガード協定、補助金及び相殺措置に関する協定、TRIM 協定、TBT 協定、SPS 協定及び TRIPS 協定) を遵守し、WTO ルール整合的な政策制定、執行体制を強化する。

※ベトナムを原産地とする貨物に対する不当販売関税の賦課については、2018 年 12 月 31 日までの時限措置として、調査の対象となるベトナムの生産者が、同種の産品を生産している産業において、当該産品の製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができない場合は、特例的な価格比較の方法を用いることができるとされた。

(b) 国家貿易企業については、政府の介入無しに営利事業を行うことを可能とするとともに、年次レポートによる報告を通じて、透明性をもって民営化を実施していく。(消費規制、自然独占及び文化・道徳的配慮を理由に国家貿易企業の対象とされている品目は、タバコ (HS 2402)、石油 (HS 2709、2710)、新聞・メディア (HS 4902)、音響映像 (HS 8524) 及び航空機 (HS 8802、8803)。)

(c) 物品税については、加盟時から GATT 3 条に基づき適切に運用する。但し、蒸留酒及びビールについては、加盟 3 年後に、

現行のアルコール度数に応じた複数課税から、アルコール度数に応じて小刻みに税率を上げるリニア方式、あるいは、一定の敷居値を用いつつも差別を解消する方式に変更する。

(d) 貿易権 (輸出入の権利) については、国内外の輸出入者で異なる登録手続きであったものを法改正により変更し、2007 年 1 月から、国家貿易対象品目を除き、外資企業を含む外国企業に対し、国内企業と内外無差別に、貿易権を付与する。

(e) モノの市場アクセスについては、10444 品目を譲許し、平均譲許税率は加盟時 17.23 %、最終 13.42 % を約束した。そのうち、経済産業省所管の鉱工業品目 (HS 25 類以降、86 及び 89 類を除く) 8629 品目の平均譲許税率は、加盟時 15.88 %、最終 12.29 % となり、加盟前の平均実効税率 17.83 % よりも低い税率となっており、市場アクセスの改善が得られた。

(f) サービスの市場アクセスについては、コンピュータ関連サービスにおいて、加盟 2 年後から外国資本金会社に対して、外国資本制限無くサービスの提供を可能とし、流通サービスのうち、卸売、小売、フランチャイズにおいて、加盟時からベトナム企業とのジョイントベンチャーを承認し、2009 年 1 月から 100 % 外資企業の設立を承認するとした。また、金融サービスにおいては、2007 年 4 月に外国資本制限無く銀行支店の設立を承認し、現地通貨預金等に関する制限は加盟 5 年後に撤廃する等、広範な分野で市場開放の約束を行った。

ベトナムの加盟約束内容については、WTO のホームページ ([http://www.wto.org/english/new s e /pres 06\\_e /pr 455\\_e.htm](http://www.wto.org/english/new s e /pres 06_e /pr 455_e.htm)) に掲載さ

れている。

## (2) ロシア

### ① 加盟交渉の経緯

ロシアは1993年6月にWTOの前身であるGATTへの加盟を申請し、同年、加盟WPが設立された。1995年7月に第1回WPが開催されて以来、公式WPが30回実施されている(直近は、2006年3月)。ロシアは、2006年7月に開催されたG8サミットの議長国であったことから、G8サミット前のWTO加盟を目指していたが、実現には至らなかった。

二国間交渉については、我が国を含む58の既加盟国と二国間交渉を実施している。主要国との間では、EUとは2004年5月に、中国とは同年9月に、韓国とは同年11月にそれぞれ合意に至った。その後、インド、台湾、チリ、NZ、カナダ、スイス等と二国間交渉を終えている。一方、WPにおけるマルチのルール交渉は、2006年3月以降公式会合は開催されていないものの、農業、SPS及びTRIPS等、特定分野に関して、関心国を集めた非公式の少数国会合が行われている。2007年3月現在、二国間交渉中の国は、コスタリカ、グルジア及びモルドバの3ヶ国となっている。

### ② 主な二国間市場アクセス交渉

#### (a) 日露交渉

我が国との二国間交渉については、2004年11月のAPEC閣僚会合時に行われた中川経済産業大臣(当時)とグレフ経済発展貿易大臣の会談において、交渉の最大のポイントの一つであった自動車関連の関税交渉の実質的合意により交渉が加速化し、2005年4月に東京で行われた日露貿易経済政府委員会議長第7回会合において、両国議長である町村外務大臣(当時)とフリステンコ産業エネルギー大臣の間で、日露二

国間の実質合意を確認した。事務レベルの調整を経て、同年11月、プーチン大統領訪日時に、両国首脳立ち会いのもと、事務レベルで正式署名が行われた。

#### (b) 米露交渉

最も難航していた米国との二国間交渉は、米国牛肉の輸入に関わる衛生条件や知的財産権の保護(特に著作権や商標についての規定)について交渉が続いていたが、2006年11月10日、USTRは二国間交渉の大筋合意を発表。11月15日から行われたAPEC首脳会合の際の米露大統領首脳会談の枠内で、シュワブUSTR代表とグレフ経済発展貿易大臣のあいだで署名が行われた。最後まで難航していた知的財産権の保護については、知的財産侵害に対する抑止力を確保すべくサイド・レター(ロシア連邦政府は、WTO加盟前に生じる如何なる国内法及び規則の変更も、TRIPS協定及び知的財産権関連の条約の規定との整合性を損なうものとならないことを確保するとの記載が含まれる。)を交わした。

#### (c) EU露交渉

2004年3月の閣僚会合を経て、同年5月21日、モスクワで行われたEU・ロシアサミットにおいて、二国間合意に達した。最大の懸案事項であったエネルギーの二重価格問題については、国内の産業用ガス価格を段階的に引き上げることで合意した。

---

(参考1) 加盟申請中の国〔29カ国〕

---

(1) 交渉段階

(A) 加盟作業部会 (WP) 未開催 (7カ国) :

イラク、アフガニスタン、バハマ、エチオピア、リビア、イラン、  
サントメ・プリンシペ民主共和国

(B) WPは開催しているが二国間交渉のオファー未提出 (1カ国) :

セルビア、

(C) 二国間交渉のオファー提出済 (6カ国) :

アンドラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、  
モンテネグロ、ラオス

(D) WP 報告書案審査中 (14カ国) :

ロシア、ウクライナ、カザフスタン、アルジェリア、バヌアツ、サモア、カーボ・ヴェルデ、  
ブータン、イエメン、レバノン、ベラルーシ、スーダン、タジキスタン、セーシェル

(E) 加盟承認待ち (0カ国) :

(F) 加盟議定書受諾手続中 (1カ国) :

トンガ (2005.12.15 の香港閣僚会議で加盟承認、現在国内批准手続中)

(2) 我が国との二国間交渉を終結 :

バヌアツ (01.9))、トンガ (03.7)、ロシア (05.4)、カザフスタン (05.6)、ウクライナ (05.7)

(3) その他

- ・バヌアツは、01年10月、WPにより加盟協定文書が採択されたが、国内反対勢力の圧力で加盟プロセスを凍結。04年5月、凍結されていた加盟プロセスを再開したが、サービス約束表における合意事項を一部後退させたい旨表明しており、その後、WPは開催されていない。
- ・シリアは2001年10月に加盟申請を行っているが、未だWP設置は承認されていない。
- ・2001年に旧ユーゴスラビア加盟作業部会が設置されていたが、当該国の申請により、2005年2月の一般理事会にてセルビアとモンテネグロと別々の加盟手続きを踏むことで、了承された。

地域・国		加盟作業部会 (WP)	二国間交渉 (関税、サービス)
アジア地域 (7)	レバノン (D)	○加盟申請：99.1 ○ WP 設置：99.4 ○開催経緯：4回 (02.10～06.3)	○開催経緯：2回 (03.12～04.07) ○最新オファー：関税05.1、サービス05.6
	ラオス (LDC) (C)	○加盟申請：97.7 ○ WP 設置：98.2 ○開催経緯：1回 (04.10)	○開催経緯：1回 (06.11) ○最新オファー：関税06.11、サービス06.11
	ブータン (LDC) (D)	○加盟申請：99.9 ○ WP 設置：99.10 ○最新報告書案：05.8 ○開催経緯：3回 (04.11～06.10)	○開催経緯：2回 (05.10～06.18) ○最新オファー：関税05.8、サービス05.8
	イエメン (LDC) (D)	○加盟申請：00.4 ○ WP 設置：00.7 ○開催経緯：3回 (04.11～06.6)	○未開催 ○最新オファー：関税06.6、サービス06.6
	イラク (A)	○加盟申請：04.9 ○ WP 設置：04.12 ○開催予定：未定	○未開催 ○オファー未提出
	アフガニスタン (LDC) (A)	○加盟申請：04.11 ○ WP 設置：04.12 ○開催予定：未定	○未開催 ○オファー未提出
	イラン (A)	○加盟申請：96.9 ○ WP 設置：05.5	○未開催 ○オファー未提出
欧州地域 (11)	ロシア (D)	○加盟申請：93.6 ○ WP 設置：93.6 ○最新報告書案：04.10 ○開催経緯：30回 (95.7～06.3)	○開催経緯：29回 (98.3～05.6) ○モノは05.1実質合意 ○サービスは、05.4実質合意
	ウクライナ (D)	○加盟申請：93.11 ○ WP 設置：93.12 ○最新報告書案：06.5 ○開催経緯：16回 (95.2～06.6)	○開催経緯：29回 (95.11～05.7) ○05.7に二国間合意文書に署名
	カザフスタン (D)	○加盟申請：96.1 ○ WP 設置：96.2 ○最新報告書案：06.9 ○開催経緯：9回 (97.3～06.11)	○開催経緯：15回 (98.10～05.6) ○05.6に実質合意
	ベラルーシ (D)	○加盟申請：93.9 ○ WP 設置：93.10 ○開催経緯：7回 (97.6～05.5)	○開催経緯：6回 (98.4～05.5) ○最新オファー：関税06.5、サービス06.9
	アンドラ (C)	○加盟申請：97.7 ○ WP 設置：97.10 ○開催経緯：1回 (99.10)	○未開催 ○最新オファー：関税99.9、サービス99.9
	ボスニア・ヘルツェゴビナ (C)	○加盟申請：99.5 ○ WP 設置：99.7 ○開催経緯：2回 (03.11～04.12)	○開催経緯：1回 (04.12) ○最新オファー：関税05.6、サービス：05.6
	ウズベキスタン (C)	○加盟申請：94.12 ○ WP 設置：94.12 ○開催経緯：3回 (02.7～05.10)	○未開催 ○最新オファー：関税05.9、サービス05.9
	アゼルバイジャン (C)	○加盟申請：97.6 ○ WP 設置：97.7 ○開催経緯：4回 (02.6～06.3)	○開催経緯：2回 (97.10～05.6) ○最新オファー：関税06.2、サービス06.3
タジキスタン (D)	○加盟申請：01.5 ○ WP 設置：01.7 ○開催経緯：3回 (04.3～06.10)	○開催経緯：2回 (05.4～06.10) ○最新オファー：関税06.6、サービス06.6	

地域・国		加盟作業部会 (WP)	二国間交渉 (関税、サービス)
欧州地域 (11)	セルビア (B)	○加盟申請：04.12 ○ WP 設置：05.2 ○開催経緯：3回(05.10～06.12)	○開催経緯：1回 (05.10) ○最新オファー：関税06.4
	モンテネグロ (C)	○加盟申請：04.12 ○ WP 設置：05.2 ○開催経緯：2回 (05.10～06.7)	○開催経緯：1回 (05.10) ○最新オファー：関税06.6、サービス06.6
米州 (1)	バハマ (A)	○加盟申請：01.5 ○ WP 設置：01.7 ○開催予定：未定	○未開催 ○オファー未提出
ア フ リ カ 地 域 (7)	アルジェリア (D)	○加盟申請：87.6 ○ WP 設置：87.6 ○最新報告書案：06.6 ○開催経緯：9回 (98.4～05.10)	○開催経緯：5回 (02.5～05.3) ○最新オファー：関税05.1、サービス05.1
	スーダン (LDC) (D)	○加盟申請：94.10 ○ WP 設置：94.10 ○最新報告書案：04.9 ○開催経緯：2回 (03.7～04.3)	○開催経緯：1回 (06.12) ○最新オファー：関税05.2、サービス04.6
	カーボ・ヴェルデ (LDC) (D)	○加盟申請：99.11 ○ WP 設置：00.7 ○最新報告書案：05.11 ○開催予定：3回 (04.3～05.7)	○開催経緯：3回 (04.12～05.10) ○最新オファー：関税05.11、サービス05.11
	セーシェル (D)	○加盟申請：95.5 ○ WP 設置：95.7 ○最新報告書案：97.6 ○開催経緯：1回 (97.2)	○未開催 ○最新オファー：関税97.6、サービス97.5
	エチオピア (LDC) (A)	○加盟申請：03.1 ○ WP 設置：03.2 ○開催予定：未定	○未開催 ○オファー未提出
	リビア (A)	○加盟申請：04.6 ○ WP 設置：04.7 ○開催予定：未定	○未開催 ○オファー未提出
	サントメ・プリシ ンペ民主共和国 (LDC) (A)	○加盟申請：05.1 ○ WP 設置：05.5 ○開催予定：未定	○未開催 ○オファー未提出
大 洋 地 域 (3)	バヌアツ (LDC) (F) → (D)	○加盟申請：95.7 ○ WP 設置：95.7 ○最新報告書案：01.10 ○開催経緯：2回 (96.7～99.10) ○01.10に加盟協定文書が採択されたが、その後国内事情で加盟プロセスが凍結。	○開催経緯：4回 (96.7～00.10) ○01.9二国間文書に署名
	トンガ (F)	○加盟申請：95.6 ○ WP 設置：95.11 ○最新報告書案：05.11 ○開催経緯：2回 (01.4～05.11) ○2005年12月の香港閣僚会合において、加盟協定文書を採択。	○開催経緯：1回 (03.7) ○03.7二国間文書に署名
	サモア (LDC) (D)	○加盟申請：98.4 ○ WP 設置：98.7 ○報告書案：03.6 ○開催経緯：1回 (02.3)	○開催経緯：5回 (02.3～06.11) ○最新オファー：関税01.8、サービス06.2

## (参考2) WTO 設立後正式な加盟交渉を経て WTO に加盟した国 (22 力国・地域)

国名	交渉経緯	議定書採択	加盟承認	効力発生
エクアドル	○ WP 設置：92.9 ○開催経緯：7回 (93.7~95.7)	95.7	95.8	96.1
ブルガリア	○ WP 設置：86.11 ○開催経緯：7回 (91.7~96.7)	96.9	96.10	96.12
パナマ	○ WP 設置：91.10 ○開催経緯：5回 (94.4~96.9)	96.9	96.10	96.12
グルジア	○ WP 設置：96.7 ○開催経緯：4回 (96.10~99.7)	99.7	99.10	00.6
アルバニア	○ WP 設置：93.12 ○開催経緯：8回 (96.4~00.7)	00.7	00.7	00.9
モンゴル	○ WP 設置：91.10 ○開催経緯：5回 (93.6~96.6)	96.6	96.7	97.1
キルギス	○ WP 設置：96.4 ○開催経緯：6回 (97.3~98.7)	98.7	98.10	98.12
ラトビア	○ WP 設置：93.12 ○開催経緯：7回 (95.3~98.9)	98.9	98.10	99.2
エストニア	○ WP 設置：94.3 ○開催経緯：11回 (94.11~99.4)	99.4	99.5	99.11
ヨルダン	○ WP 設置：94.1 ○開催経緯：6回 (96.10~99.11)	99.11	99.12	00.4
オマーン	○ WP 設置：96.6 ○開催経緯：5回 (97.4~00.7)	00.7	00.10	00.11
クロアチア	○ WP 設置：93.10 ○開催経緯：9回 (96.4~00.6)	00.6	00.7	00.11
リトアニア	○ WP 設置：94.2 ○開催経緯：9回 (95.11~00.10)	00.10	00.12	01.5
モルドバ	○ WP 設置：93.12 ○開催経緯：6回 (97.6~01.2)	01.2	01.5	01.7
中国	○ WP 設置：87.3 ○開催経緯：38回 (87.3~01.9) 97.9 日中二国間交渉合意 (関税) 99.7 日中二国間交渉合意 (サービス) 99.11 米中二国間交渉合意 00.5 EU 中二国間交渉合意	01.9	01.11 閣僚会議 ※	01.12
台湾	○ WP 設置：92.9 ○開催経緯：11回 (92.11~01.9) 97.2 日台二国間交渉合意 98.2 米台二国間交渉合意 98.7 EU 台二国間交渉合意	01.9	01.11 閣僚会議 ※	02.1
アルメニア	○ WP 設置：92.9 ○開催経緯：7回 (96.1~02.11)	02.11	02.11	03.2
マケドニア	○ WP 設置：94.12 ○開催経緯：6回 (00.7~02.9)	02.9	02.10	03.4
ネパール (LDC)	○ WP 設置：89.6 ○開催経緯：3回 (00.5~03.8)	03.8	03.9 閣僚会議 ※	04.4

## 資料編

国名	交渉経緯	議定書採択	加盟承認	効力発生
カンボジア (LDC)	○ WP 設置：94.12 ○ 開催経緯：5 回 (01.5～03.7)	03.7	03.9 閣僚会議 ※	04.10
サウジアラビア	○ WP 設置：93.7 ○ 開催経緯：14 回 (96.5～05.10)	05.10	05.11	05.12
ベトナム	○ WP 設置：95.1 ○ 開催経緯：14 回 (98.7～06.10)	06.10	06.11	07.1

※ 中国・台湾はカタルドでの第 4 回 WTO 閣僚会議で加盟承認がなされ、カンボジア・ネパールはカンクンでの第 5 回 WTO 閣僚会議で加盟承認がなされた。その他は一般理事会。

